

伊丹市における中学校部活動の地域移行に関する

地域クラブ活動募集要項(届出地域クラブ、通期)

令和7年12月
伊丹市教育委員会事務局

1 趣旨

伊丹市立中学校の全ての学校部活動が令和8年度中に地域移行するにあたって、中学生の受け入れが可能な地域のスポーツ・文化芸術活動を実施する団体(以下、「地域団体」という)を募集する。

伊丹市教育委員会(以下、「市教委」という)に届出し、本要項に定める審査を経た地域団体の活動を、「届出地域クラブ活動」として中学校生徒とその保護者へ紹介する。

2 本要項の目的

国のガイドライン¹を踏まえ、伊丹市で届出地域クラブとして活動する地域団体を募集するにあたって、必要な手続を定めるもの。

3 背景

学校部活動は、生徒がスポーツや文化芸術に親しむ場を確保し、自主性の育成に寄与してきた。しかし、近年、子どもたちのニーズが多様化してきたことに加えて、少子化の進展や働き方の変化に伴い、学校部活動をめぐる様々な課題が顕在化している。一方で、スポーツ・文化芸術活動を行っている地域団体やNPOなどの団体においては、時代の変化に柔軟に対応しながら独自に工夫を凝らし、昨今では学校部活動に代わって子どもたちの多様なニーズに応える担い手としての役割を果たす動きも見られる。

このような状況を踏まえ、令和6年3月に市教委は原則、令和8年度中に平日・休日同時に学校部活動を地域クラブ活動に移行する方針を定め、地域移行を通じて中学生世代のスポーツ・文化芸術活動の担い手を確保することで、多様で持続可能な活動環境の整備を進めていくこととした。

¹ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月　スポーツ庁・文化庁策定)

4 募集する地域団体について

本件に応募し、市教委の審査を経た地域団体を「届出地域クラブ（以下、「地域クラブ」という）」とする。

- ※ 別冊「伊丹市地域クラブ活動に係るガイドライン」をよく読むこと。
- ※ 本要項で募集するのは現在部活動が行われている時間帯において中学校施設を使用しない地域クラブとする。

(1) 活動内容

中学生が参加できるスポーツ・文化芸術活動の指導を実施していること
(中学生が参加できるものであれば種目は問わない)

(2) 活動拠点

原則、伊丹市内とするが、生徒の移動に支障がないと市教委が認める範囲で伊丹市外も可とする（現在、学校部活動を実施している時間帯において中学校施設の使用を希望する地域団体は、本件とは別に実施する「登録地域クラブ」の公募にて手続きすること）

(3) 定員

各地域団体で受け入れ可能な人数を設定する

(4) 対象としている参加者

地域クラブ活動を希望する中学校生徒
(伊丹市以外の中学生や中学生以外の年代と共に活動することも可とする)

(5) 活動曜日・頻度・時期

各地域団体で設定できるが、学校行事等に配慮するものとする。
週あたり・月あたりの回数について下限は定めないが、上限の目安として週5回以下が望ましい。
年に数回程度のイベント的な開催のみの活動は対象としないことがある。
1年を通じて定期的に開催するのが望ましいが、シーズン制のような特定の季節に定期的に開催するものも可とする。

(6) 時間帯

各地域団体で設定できるが、平日は放課後の活動となるため 17 時以降の開催が望ましい。
(休日・長期休業中はこの限りではない)。

(7) 費用

参加者や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り

低廉な額(上限は特に定めない)とする。

(8) 活動期間

原則、年度初めから年度末までの1年間。ただし、1年間通じての活動でなくとも、一定の期間、定期的に講座・教室行う形態、またシーズン制等の形態も可
(年度を越えて活動する場合は更新手続きを別途案内する)

(9) 応募資格

次の(ア)～(エ)に掲げる条件をすべて満たしている団体であること。

(ア) 別冊 伊丹市地域クラブ活動に係るガイドライン(以下、「市のガイドライン」という)を遵守するとともに、以下の全ての要件を満たす。

1. 活動方針が明文化され、広く公表できる
2. 参加者として希望する伊丹市立中学校の生徒の受け入れができる
3. 2名以上の指導者・スタッフ配置が可能、かつ暴言・暴力・ハラスメント等不適切行為の防止が徹底されている。
4. 保護者や関係機関との連絡体制が整備されている
5. 会計担当者が設定され、会計処理の内容が関係者等に報告されているなど適切な経理が行われている
6. 可能な限り低廉な会費が設定され、額を公表できる
7. 活動で生じた事故を補償する傷害保険及び賠償責任保険の加入を参加者に義務付けている

※ 要件の詳細は必ず「市のガイドライン」で確認すること。

※ 指導者・スタッフ・会計担当者は代表者が兼務することは可。

(イ) 代表者・指導者は18才以上(高校生は除く)であること。

(ウ) 代表者・指導者・スタッフについて伊丹市暴力団排除に関する条例(平成24年伊丹市条例第5号)第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。

(エ) 代表者・指導者・スタッフについて、学校教育法第9条の各号に該当しないこと。

(オ) 政治・宗教を目的とした団体でないこと。

5 審査方法

ヒアリングシートによる審査

6 質問受付と回答

本実施要項等関係書類に関し、不明な点がある場合は以下の問い合わせ先に電子メールにて

質問をすること。その際、関係書類の質問箇所を極力、明記すること。

【提出先】伊丹市教育委員会事務局 未来教育プロジェクト部活動地域移行チーム

【担当者】桶川(おけがわ)、和田(わだ)

【メール】 ed-chiikiclub@city.itami.lg.jp

回答は原則、伊丹市ホームページに掲載する。但し、本募集に直接関係がない、又は関係が薄いと市教委が判断する質問については掲載を見送る、又は回答しないことがある。

7 ヒアリングシートの提出

(1) 提出

随時受付する。

(2) 方法

別添のヒアリングシート(様式)を、【提出先】へ持参、郵送、または、メールにて提出すること。

ただし、持参の場合による受付は窓口時間内とする。

受付時間：午前9時から午後5時(ただし、土・日・祝日は除く。)

8 選定の方法等

(1) 選考について

ヒアリングシートを用いて責任者へ面談を実施することで最終的な審査を行い選定する。応募があった団体へ、ヒアリングを予定しているが、応募が多数あった場合は前後する場合がある。

(2) 選定結果の通知と効力

ヒアリングシートを提出した全ての地域団体に文書で通知するほか、伊丹市ホームページで公表する。電話等による問合せには応じない。選定結果に対する異議申し立てはできない。

なお、今回の募集で選定された団体は市のガイドラインにおける「届出地域クラブ」とし、市教委は通知した日から令和9年3月31日まで地域クラブとして紹介する。

9 事業開始までのスケジュール

書類受領後、ヒアリング日程を通知する。ヒアリング後、市教委は審査の結果について責任者へ通知する。

伊丹市公式サイト(「地域クラブポータル」という。)を通じた紹介を行うため、届出地域クラブは

活動内容の紹介に必要な記事等を作成しなければならない。作成された記事について特に問題がなければ、市教委は記事等を承認し、地域クラブポータルを通じて活動内容を子どもや保護者に紹介する。

10 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 市は地域クラブ決定の公表や、今後の地域移行をより推進するために事務局が必要と認める場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 情報公開請求があった場合は、関係法令に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合、応募を無効とする場合がある。

【提出先】伊丹市教育委員会事務局 未来教育プロジェクト部活動地域移行チーム

※窓口受付時間 午前9時～午後5時(土・日・祝日は除く)

【担当者】桶川(おけがわ)、和田(わだ)

【住所】〒664-8503 伊丹市千僧1-1 伊丹市役所2階

電話:072-784-8087 メール:ed-chiikiclub@city.itami.lg.jp

